

令和4年7月8日
府中市教育委員会

タブレット端末の持ち帰りについて

府中市教育委員会では、全ての児童・生徒がタブレット端末を一つのツールとして適切に活用して学んでいくこと等を目的としてタブレット端末の持ち帰りを開始します。

タブレット端末の持ち帰りに当たり、次の留意事項について御確認をお願いします。

1 タブレット端末の貸与について

- (1) タブレット端末と充電器は、市から貸与されているものです。卒業及び転出時には学校に返却していただきますので大切にお取り扱いください。また、返却の際に兄弟姉妹の端末を取り違えて返却するケースがあります。タブレットだけでなく充電コードの管理番号シールも御確認いただいた上で返却ください。
- (2) 盗難、紛失には十分に御注意ください。万一、盗難や紛失があった際には速やかに学校に御連絡ください。設定の変更により、第三者の利用を防ぎます（盗難等の被害に遭われた場合には、警察に届け出て証明を受けてください。）。
- (3) タブレット端末及び充電器が故障・破損した際には速やかに学校に御連絡ください。自己の過失や故意によって発生した事故及びトラブル（課金などの料金支払い等）に係る費用は家庭負担になります。
なお、機器の保障については、故障・破損等の状況を確認し、保険会社が判断をします。

2 タブレット端末の利用について

- (1) タブレット端末は、学習に活用することを目的として貸与するものです。不適切なサイトの閲覧や、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はしないように、御家庭でも注意してください。
- (2) タブレット端末は、健康面への配慮から22時から翌日6時までの間はインターネットに接続できないように設定しています。その間は、タブレット端末にログインすることはできますが、ほとんどの機能が使用できなくなります。
- (3) タブレット端末は、学校及び市教育委員会で使用履歴等を確認することができます。不適切な使用がある場合には学校から御連絡をさせていただきます。

3 各家庭へのお願いについて

- (1) タブレット端末はWi-Fi環境がなければ使用できません。各家庭でWi-Fi（テザリングを含む）に接続の上、利用していただきますようお願いします。回線費用は保護者負担となります。
- (2) 充電は各家庭で行ってください。学校にある充電保管庫では昼間の充電ができない仕様となっているため、充電を忘れるところ授業で使用できなくなる恐れがあるので御注意ください。
また、充電は学校から配布されている充電コードのみを利用し、他の充電コードで代用しないようお願いします。

- (3) 学校から付与しているログインするための二次元コード（家庭用）は、なりすましや不正利用等を防ぐために、第三者の手に渡らないように管理してください。紛失した場合には、速やかに学校に御連絡ください。

4 タブレット端末の運用について

- (1) タブレット端末は、筆箱やノート等と同様に学用品の一つとして考え、毎日持ち帰ります。ただし、小学校第1学年は、タブレット端末を使用することに慣れていく必要があるため、Google Meetを使って家庭と学校との接続テストを行うなど、準備を行った上で持ち帰りを実施します。
- (2) タブレット端末の持ち帰りに当たり、児童・生徒の携行品の量や重さに配慮します。過重にならないよう、教科書等を学校に置いておくなど、タブレット端末の持ち帰りに向けて携行品の調整を各学校で行います。
- (3) 持ち帰ったタブレット端末は、児童・生徒一人一人の興味・関心や個別の課題等に応じて活用することを基本としています。学校から、タブレット端末を利用した課題が毎日指示されるというわけではありません。

5 タブレット端末の利用に関する相談・問い合わせについて

- (1) 学校の閉庁日等で学校が対応できない場合は、以下のアドレス宛に、保護者の方から電子メールを利用してお問い合わせください。なお、返信に時間を要する場合があります。御理解いただきますようお願いいたします。

【担当】府中市教育委員会事務局 教育部指導室 教育情報システム担当
gaksido05@city.fuchu.tokyo.jp

- (2) 使用方法や注意に関しては、府中市教育委員会で作成しているサイトも御参照ください。

府中市タブレット端末支援サイト（府中市教育委員会）
<https://sites.google.com/edu.fuchu-tokyo.ed.jp/fuchu-site2>

